

静岡県告示第535号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和5年9月1日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

丸子赤目ヶ谷D 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	駿河区	丸子	赤目ヶ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱14号から21号までを結んだ線、平成31年2月5日静岡県告示第70号で指定した標柱7号から9号、同告示で指定した標柱9号と21号及び同告示で指定した標柱7号から14号までを順次結んだ線に囲まれた区域
				6191-1 14号
				6191-3 15号
				6191-5 16号
				6404-2 17号
				6404-8 18号
				6399-1 19号
				6396-1 20号
6396-1 21号				